二号

○政治団体の収支報告書の要旨(平成二十九年分第

○政治団体の収支報告書の要旨(平成二十七年分~

平成二十八年分)

 \equiv

○令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号

(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正……

三

○政治団体の収支報告書の要旨

(平成三十年分第八

六

○政治団体の収支報告書の要旨

(令和元年分第五

七

回



発 行 東京都

○東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴 ○国土調査の成果の認証(四件)……………… ………(都民安全推進本部総合推進部若年支援課)… ……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)… …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…

告 示

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出………

……………(産業労働局商工部地域産業振興課)…|○

く会の開催

(二件) ……(環境局総務部環境政策課)…

九

●東京都告示第千三百八十二号

う。)を指定するので、同条第三項において準用する同法 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお ればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」とい 第六条第二項の規定により、 土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条 土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ 次のとおり告示する。

令和三年十一月十六日

三号(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正○平成三十年東京都選挙管理委員会告示第二百二十

○平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十

り、

(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正

○平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十

(政治団体の収支報告書の要旨)の一部訂正・

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区

目

次

域の指定……(環境局環境改善部化学物質対策課

○令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号

(政治団体の収支報告書の要旨)

の一部訂正……

 \equiv

=

木二丁目地内 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区東四つ

東京都知事

小

池

百 合 子

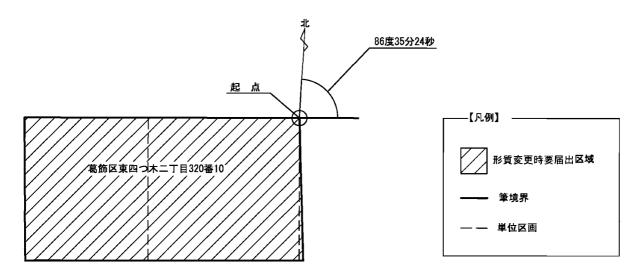
ない特定有害物質の種類 九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合してい 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十 鉛及びその化合物

Ŧī.

告

公

別 义



【格子の回転角度(86度35分24秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びに これらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を 中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】

起点は、葛飾区東四つ木二丁目 320番10の最北端とする。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十三号

改める。

東京未来の会

250,000

を

同部 4 寄附の内訳

東京未来の会

民主党東京都第4区総支部

500,000

大田区 品三区 品川区

に

要旨 一条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に いて、もり愛後援会から訂正の報告があったので、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号) 二十条第一項の規定に基づき、 (平成二十九年東京都選挙管理委員会告示第百八十八 政治団体の収支報告書の 同法 第十

を「1,165,000」に改め、 間5万円を超えるもの)の項中 「250,000」を「750,000」に改め、 「750,000」に改め、

総額の項中「665,000」を「1,165,000」に、 もり愛後援会(平成18年11月10日届出) 同部2支出総額の項中 同部3本年収入の内訳の項中 [250,000_

[665,000₋

東 京 都 選 挙 管 理 委 員 会

の部1収

第二十条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の 要旨(平成二十八年東京都選挙管理委員会告示第百六十一 の一部を次のように訂正する。 令和三年十一月十六日

●東京都選挙管理委員会告示第百六十二号

政治資金規正法

(昭和二十三年法律第百九十四号)

第十

七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に

ついて、もり愛後援会から訂正の報告があったので、

同法

示 選

告

3

づき、 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に 改める。 改め、 正する。 訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基 ついて、博文会及び都民ファーストの会もり愛後援会から 号 挙管理委員会告示第二百二十三号)の一部を次のように訂 中 ●東京都選挙管理委員会告示第百六十四号 海 海 一個人からの寄附 一個人からの寄附 政治資金規正法 東京都医師政治連盟大森 支部 政治団体からの寄附 東京都医師政治連盟蒲田 もり愛後援会の部3本年収入の内訳の項中 の 一 (政治団体からの寄附) 令和三年十一月十六日 **令和三年十一月十六日** 政治団体の収支報告書の要旨 鮾 緻 同部5寄附の内訳(年間5万円を超えるもの)の項 部を次のように訂正する。 (昭和) 東 一十三年法律第百九十四号) 京 京 1,088,727 (金額) 都 都 .,338,727 100,000 100,000 選 選 学管理委員 挙 (平成三十年東京都選 管 在地) (事務所の所 理 大田区 大田区 大田区 大田区 委 1,088,727 250,000,338,727 員 会 第十 を を に に の項中 改める。 改め、 訳の項中 掉了 海 博文会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内 腴 澎

板橋区支部」に、 都民ファーストの会もり愛後援会の部3本年収入の内訳 博文会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内 「東京都医師政治連盟」を 「千代田区」を「板橋区」に改める。 「東京都医師政治連盟

「個人からの寄附 2,390,016

を

一個人からの寄附 2,040,016

政治団体からの寄附 5寄附の内訳(年間

5万円を超えるもの)の項中 350,000

2,390,016 大田区 大田区

を

(政治団体からの寄附) 2,040,016 (金額) 在地) (事務所の所

東京都医師政治連盟蒲田 200,000 大田区

に

東京都医師政治連盟大森 支部 100,000 大田区

●東京都選挙管理委員会告示第百六十五号

二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に ついて、博文会から訂正の報告があったので、同法第二十 部を次のように訂正する。 条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨 (令和元年東京都選挙管理委員会告示第百二十八号)の一 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十

令和三年十一月十六日

京 都 選 挙 管 理 委員 会

板橋区支部」に、 訳の項中 「東京都医師政治連盟」を「東京都医師政治連盟 「千代田区」を「板橋区」に改める。

●東京都選挙管理委員会告示第百六十六号

部を次のように訂正する。 ついて、博文会から訂正の報告があったので、 二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書に 条第一項の規定に基づき、政治団体の収支報告書の要旨 (令和二年東京都選挙管理委員会告示第百五十七号)の 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十 同法第二十

令和三年十一月十六日

板橋区支部」に、 訳の項中「東京都医師政治連盟」を「東京都医師政治連盟 博文会の部7政治資金パーティーの対価に係る収入の内 「千代田区」を「板橋区」に改める。 東京 都 選挙 管理委

●東京都選挙管理委員会告示第百六十七号

により、その要旨を次のとおり公表する。 収支報告書の提出があったので、 法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。 法第二十条第一項の規定 以下

令和三年十一月十六日

東京 都 選 挙 管 理 委 員 会

(第17460号)					東	京	都	公	報			令和	13年	11月	16	I ()	く曜日	1)
	(翌年への繰越額)	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 令和 3年10月 6日	政治団体の名称 社会民主党江東総支部	(平成28年分)	政治団体の収支報告書の要旨	(翌年への繰越額)	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 令和 3年10月 6日	政治団体の名称 社会民主党江東総支部	(平成27年分)	政治団体の収支報告書の要旨
	10,196	0	0	10,196	10,196	Н				10,196	0	0	10,196	10,196	В			
				······································		_												

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下 **◎東京都選挙管理委員会告示第百六十九号**

により、その要旨を次のとおり公表する。収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の

東京都選拳 中和三年十一月十六日 管理委員会

(第17460号)	東京都グ	、報		令和3	3年11月16日	(!
		2 支出総額 (翌年への縁越額)	前年綠越額本年収入額	報告年月日 令和 3年10月 6日 1 収入総額	政治団体の収支報告書の要旨 (平成30年分第8回) 政治団体の名称 社会民主党江東総支部	
		10,196	10,196		lby C	
		 				
	WATER AND A					

政治資金規正法

(昭和二十三年法律第百九十四号。

以 下

●東京都選挙管理委員会告示第百七十号

により、その要旨を次のとおり公表する。 収支報告書の提出があったので、法第二十条第一項の規定「法」という。)第十二条第一項の規定による政治団体の

> 令和三年十一月十六日 東 京 都 選挙 管 理 委

員 会

公

告

優良映画の推奨について

おり推奨する 少年を健全に育成する上で有益であるものとして、 東京都条例第百八十一号)第五条第二号の規定により、 東京都青少年の健全な育成に関する条例 (昭和三十九年 次のと 青 四

令和三年十一月十六日

東京都知事 小 池 百 合子

四七七 獎番号 種類 映画 シチリアを 名 称 P R I M A 制作者等 青少年を健全 推奨理· 由

推

マ王国の物 征服したク O N S D U C T I A P R O L I N E と認める。 で有益である に育成する上

C E L M S É F I F R A N P A T H 3

I M C N A I D , N G É

ΜО F I L

土調査の成果の認証について

玉

和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づ 武蔵村山市における国土調査の成果を、 国土調査法 昭 Ŧi.

き国土調査の成果として認証したので、 同条第四項の規定

により、 次のとおり公告する。

令和三年十一月十六日

東京都知事 小 池 百

調査を行った者 武蔵村山

平成三十年十月から平成三十一 年一

成果の名称 籍図及び地籍簿武蔵村山市(榎) 二丁目の 部

調査を行った地

認証年月日 令和! 一年九月十七日

五.

国土調査の成果の認証について

二十六年法律第百八十号)第十九条第二 国土調査の成果として認証したので、 日 の出町における国土調査の成果を、 同条第四項の規定に 一項の規定に基づき 国土調査法 (昭和 Ŧī.

より、 次のとおり公告する。

令和三年十一月十六日 東京都知事 小 池 百

合

子

の名称 調査を行った者 日の出町

間 調査を行った期 平成三十年七月から同年十一月まで

成果の名称 籍図及び地籍簿日の出町(大字大久野の一部) 0) 地

 \equiv

調査を行った地 日の出町大字大久野の 部

四

認証年月日 和三年二月 二日

. 土調査の成果の認証について

多摩市における国土調査の成果を、 国土調査法 (昭和

四

合 子 十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国 土調査の成果として認証したので、

ŋ

次のとおり公告する。

同条第四項の規定によ

令和三年十一月十六日

東京都知事

小

池

百

合子

多摩市

平成二十六年四月から平成二十七年

間査を行った期 月まで

0)

武蔵村山市榎二丁目の 部 間査を行った期 の名称の名称

四 \equiv

認証年月日 **令和三年三月十五** 多摩市和

田

部

成果の名称

多摩市

和田の

部)

の地籍図及び

三月まで

国土調査の成果の認証について

十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定に基づき国 土調査の成果として認証したので、 羽村市における国土調査の成果を、国土調査法 次のとおり公告する。 同条第四項の規定によ (昭和

令和三年十一月十六日

東京都知事 小 池 百 合 子

の名称の名称 羽村市

 \equiv 間査を行った期 令和元年七月から同年九月まで

成果の名称 図及び地籍簿羽村市(羽西三 羽村市羽西三丁 三丁目 自 0) の 一 部 部 0) 地籍

部

日時

令和三年十二月二十四日

(金曜日) 午後一時三十分開

Ŧī. 認証年月日 令和 三年三月十五日

三

公述申出の方法等

新宿区西新宿二丁目八番

開発行為に関する工事の完了について

項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第

令和三年十一月十六日

(--)

氏名

(振り仮名を付すこと。)及び住所

(法人その

る。

ルにより提出すること。

次のことを記載した公述申出書を令和三年十一月三十日 (火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メー

六

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

完了した。

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井

勉

住所及び氏名許可を受けた者の

民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の

氏名(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名)

並

他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都

の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都

三鷹市牟礼六丁目十二番二

びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

十八号

番一及び二千九十三番一の各三鷹市牟礼七丁目二千九十二

含まれる地域の名称開発区域又は工区に

髙槗

対象事業の名称

光代

四 公述申出先 公述しようとする意見の要旨

(--)持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担

当

(仮称)

内幸

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八

 (\Box) 電子メール

とおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和三年十一月十六日

東京都知事

小

池

百

合子

案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、

次の

番一号

東京都庁第二本庁舎十九階

一丁目街区 開発計画(中地区)に係る環境影響評価書

町

十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九

を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

送付先、件名等は、 東京都環境局ホームページに掲

載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment

reading_guide/index.htm

Ŧi.

公述人の選定 公述人の数は、 二十五人程度とする。

9

東京都庁第二本庁舎一

階

二庁ホール

始

場所

 (\Box) により公述人を選定する。 公述しようとする者が多数あった場合には、

抽せん

 (Ξ) 公述人を選定したときは、 申出人に通知する。

公述の範囲及び公述時間 いて、 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ 環境の保全の見地からの意見を述べるものとす

 (\Box) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

帯して会場へ入場すること。 傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、

午後

時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

(八百字以内

公述の申出がない場合、 都民の意見を聴く会は開催し

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先 東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

電話番号〇三 (五三八八) 三四三九

(直通)

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

を聴く会の開催について

町一丁目街区 開発計画 とおり都民の意見を聴く会を開催する。 十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、 案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、 東京都環境影響評価条例 (南地区)に係る環境影響評価書 (昭和五十五年東京都条例第九 (仮称) 次の 内幸

令和三年十一月十六日

東京都知事

小

池

百 合

子

日時

令和三年十二月二十四日

(金曜日)

午後二時三十分開

始

 \equiv 場所

新宿区西新宿二丁目八番 東京都庁第二本庁舎一階 二庁ホール

公述申出の方法等

次のことを記載した公述申出書を令和三年十一月三十日 (火曜日)までに公述申出先へ持参、郵送又は電子メー 都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、

ルにより提出すること。 氏名 (振り仮名を付すこと。) 及び住所 (法人その

他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都 民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都 七

(振り仮名を付すこと。)、住所及び役職名) 並

東

京

 (\Box) 対象事業の名称

びに連絡先(自宅又は勤務先等)

の電話番号

 (Ξ) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内

兀

(--)持参又は郵送

番

 (\Box)

電子メール

送付先、件名等は、

公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担

郵便番号一六三-八〇〇一 新宿区西新宿 一丁目八

東京都庁第二本庁舎十九階

東京都環境局ホームページに掲

載する。

ホームページアドレス

https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment

舗の変更について届出があったので、同条第三項において

法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店

大規模小売店舗立地法

(平成十年法律第九十一号。

以下

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、

reading_guide/index.html

五. 公述人の選定

公述人の数は、二十五人程度とする。

公述しようとする者が多数あった場合には、 抽せん

とする者は、意見の内容を記載した書面に「一氏名

にあっては団体名及びその代表者の氏名)

二住所

(団体に (団体 その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、

意見を述べよう

 (\Box)

 (Ξ) 公述人を選定したときは、 申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(--)

る。 いて、環境の保全の見地からの意見を述べるものとす 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容につ

一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

傍聴の方法

傍聴を希望する者は、 傍聴券の交付を受け、これを携

帯して会場へ入場すること。

時から会場入口において先着順に交付する。 なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、 午後一

 \equiv

設置者名

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催し

Ŧī. 兀

ない。

九

都民の意見を聴く会に関する問合せ先 東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント担当

電話番号〇三(五三八八) 三四 三九(直通

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出に

ついて

により公述人を選定する。

号)に到着するよう提出してください 労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番 添えて、令和三年十一月十六日から四月以内に東京都産業 あっては所在地)
三意見を述べる理由」を記載した書面を

令和三年十一月十六日

店舗名

店舗所在地

東京都知事 小 池 百合子

ドン・キホーテ吉祥寺駅前店

武蔵野市吉祥寺南町一丁目九番

株式会社パン・パシフィック・イ ンターナショナルホールディング

変更前の設置者名 設置者住所 株式会社ドンキホーテホールディ 目黑区青葉台二丁目十九番十号

変更後の設置者名 ンターナショナルホールディング株式会社パン・パシフィック・イ

六

変更前の設置者の 代表者名 安田 隆夫

七

変更後の設置者の 代表者名 吉田 直樹

八

11 令和3年11月16日(火曜日)									都	公	幸	Ž							(第1	746	0号)
七	六	五	四	Ξ	<u>-</u>	-			十六			∃ ∃	<u> -</u>		十四四	十三	<u>+</u>	十一	+		九
代表者名変更前の設置者の	変更後の設置者名	変更前の設置者名	設置者住所	設置者名	店舗所在地	店舗名			縦覧時間			約夏其程			2 縦覧場所	一届出日	一変更日	者の代表者名変更後の小売業	の代表者名変更前の小売業者	称	業者の氏名又は名変更を行った小売
大原 孝治	スンターナショナルホールディングンターナショナルホールディング・休式会社パン・パシフィック・イ	水式会社ドンキホーテホールディ	目黒区青葉台二丁目十九番十号	スンターナショナルホールディング株式会社パン・パシフィック・イ	杉並区方南一丁目二十八番三号	ドン・キホーテ環七方南町店		時までを除く。	午前九時三十分から午後四時三十	を除く。	夏冥阝を引き一方) こぎりらた日都の休日に関する条例(平成元年	年三月十六日まで。ただし、東京	一月十六日から斉日	一号) 振興課(新宿区西新宿二丁目八番	東京都産業労働局商工部地域産業	令和三年十月二十二日	令和元年九月二十五日ほか	吉田 直樹	安田 隆夫		株式会社ドン・キホーテ
							† ナ	<u>-</u>		-	十 五		十四四	十三	<u>+</u>		+	+	5	九	八
							~ 総覧時間	Ë		3 n	縦覧期間		一 縦覧場所		一変更日	者の代表者名	変更後の小売業	の代表者名変更前の小売業者	称業者の氏名又は名	変更を行った小売	代表者名変更後の設置者の
						時までを除く。	分まで。ただし、正午から午後一 午前九時三十分から午後匹時三十	こうしキュートンコを目をなく。	東京都条例第十号)に定める休日一都の休日に関する条例(平成元年	のスーニョー っき川 会 なごと 年三月十六日まで。ただし、東京	令和三年十一月十六日から令和四	一号)	展 1	令和三年十一月一日	令和元年九月二十五日ほか		吉田 直樹	安田 隆夫		株式会社ドン・キホーテ 	吉田 直樹

_	(第17460号)	東	京	都	公	報	令和3年11月16日(火曜日)	12
光 11 素 市 市								
発 電話 ○三(五三:二一)一一一一(代) 解163-1 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 番								
三億								
五								
二 新 京 								
フ <u>ニ</u>								
一 目								
一 八 一 番								
£ = 1								
ラケ部								
野便番号 63−8001								
定 価								
一本								
箇号								
郵								
医 八								
を 六 □								
事 事 唑								
电界 勝								
~ 都 美 ┃								
三京印								
三百二								
三丁 株								
兰								
(解送科を含む。)□ 電話 ○三(三八一二)五二○一(代) 解113一つ箇月 六、六○○円 刷 東京都文京区白山一丁目十三番七号 優元を号 三○円 所 勝 美 印 刷 株 式 会 社 号1011								
() 已								
ンク 11 ┃								
即使留写 13-0001								
FSC ミックス 版 FSC* C006270								
ミックス								
FSC* C006270								